

「GX 脱炭素電源法」の成立について

2023 年 5 月 31 日
電 気 事 業 連 合 会
会 長 池 辺 和 弘

「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（GX 脱炭素電源法）が本日成立した。

昨年来議論されてきた GX 実現に向けた今後の政策課題や、その解決に向けた対応の方向性等を整理した「GX 実現に向けた基本方針」の実現を目指し、再生可能エネルギーの最大限の導入促進や、安全確保を大前提とした原子力の活用と廃止措置の推進に必要な法律が整備されたことは、我が国固有の事情を踏まえたエネルギーの安定供給や、それを前提とした脱炭素化の実現に向けて、大変意義のあるものと受け止めている。

再生可能エネルギーについては、重要な送電線整備計画を国が認定し、必要な資金調達の円滑化をはかる制度などが整備されるとともに、地域との共生の観点から事業規律の強化が示されるなど、地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進につながるものと考えている。

また、原子力については、安全最優先の原則に加え、エネルギーの安定供給や脱炭素化への貢献といった原子力利用の価値を国として明確化したほか、高経年化した原子炉に対する規制が厳格化されるとともに、運転期間に関する規律の整備や、円滑かつ着実な廃止措置の推進について盛り込まれた。我が国のエネルギー自給率向上、電力の安定供給確保、カーボンニュートラルの実現に不可欠な原子力発電について、バックエンドの取り組みも含め、持続的な活用方策が示されたことは重要だと考えている。

私ども電気事業者としては、安定供給確保と 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、引き続き、再生可能エネルギーや、安全確保を大前提とした原子力発電の最大限の活用、火力発電の脱炭素化、電化の推進など、需給両面であらゆる対策を講じてまいりたい。

以 上